

号外 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興企画課

令和元年台風第19号による被災者への住宅再建支援制度について

台風第19号により、住宅に被害を受けた世帯に対して住宅再建を支援するため、支援金を支給します。

【対象となる世帯】

令和元年台風第19号により被災し、居住していた山田町内の住宅に対し、り災証明書の発行を受けた世帯。

【受付開始時期】

決定次第、広報等にてお知らせいたします。

※新築工事、補修工事をされる方は、施工業者と必ず工事請負契約を結んでから着工してください。

また、補修をされる方は、施工前・施工後の写真を撮影してください。支援金申請の際に使用します。

【支援制度】

●山田町被災者住宅再建支援制度（台風第19号関連独自支援）

区 分			補助額 (上限※1)	備 考
複 数 世 帯	全壊・解体	新築・購入	100万円	
		補 修	100万円	
	大規模半壊	新築・購入	100万円	
		補 修	100万円	
	半 壊	補 修	100万円	
	一部損壊	補 修	20万円	
		賃 貸	10万円	賃貸住宅からの引っ越し費用（※2）
単 数 世 帯	全壊・解体	新築・購入	75万円	
		補 修	75万円	
	大規模半壊	新築・購入	75万円	
		補 修	75万円	
	半 壊	補 修	75万円	
	一部損壊	補 修	15万円	
		賃 貸	10万円	賃貸住宅からの引っ越し費用（※2）

※1 町独自支援額は、上限額とします。

経費（建設費または補修費）から、加算支援金（被災者生活再建支援法）と応急修理支援金（災害救助法）を差し引いた額が上限額に満たない場合は、その額がこの補助金の額となります。

※2 一部損壊の賃貸住宅から大家都合で立ち退き、町内の別の住宅に移転する場合のみ、引越費用が補助対象となります。

●山田町被災者住宅再建支援利子補給制度（台風第19号関連独自支援）

住宅を新築、購入、補修により再建する方が金融機関等からその費用の借入を行った場合に、200万円を上限に補助します。 ※全壊、大規模半壊、半壊が対象となります。

【参考】

被災者の住宅再建に際して受けられる支援金

単位：万円

区 分		基礎支援金	加算支援金		町（上限額）	計
複数世帯	全壊	100	建設・購入	200	100	400.0
			補修	100	100	300.0
			賃貸	50	－	150.0
	大規模半壊	50	建設・購入	200	100	350.0
			補修	100	100	250.0
			賃貸	50	－	100.0
	半壊	－	補修	－	100	100.0
			賃貸	－	－	－
	一部損壊	－	補修	－	20	20.0
			賃貸	－	10	10.0
単数世帯	全壊	75	建設・購入	150	75	300.0
			補修	75	75	225.0
			賃貸	37.5	－	112.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入	150	75	262.5
			補修	75	75	187.5
			賃貸	37.5	－	75.0
	半壊	－	補修	－	75	75
			賃貸	－	－	－
	一部損壊	－	補修	－	15	15.0
			賃貸	－	10	10.0

【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎ 0 1 9 3 － 8 2 － 3 1 1 1 （内線371、374）